

重点地区まちづくり計画を 検討する区域の指定の理由書

- 1 重点地区まちづくり計画を検討する区域の名称
補助 233 号線沿道周辺（大泉学園町・大泉町）地区

- 2 理由

本地区では、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 233 号線（以下「補助 233 号線」という。）の整備が、東京都により進められている。

区は、本地区において、道路の整備にあわせて、沿道では周辺環境と調和した土地利用を促すとともに、その周辺地区では、みどり豊かで良好な住環境を形成していくこととしている。

区は、補助 233 号線の整備にあわせて、一体的、総合的なまちづくりを推進していくにあたり、練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号）第 40 条に規定する重点地区まちづくり計画の策定を予定している。

そのため、本地区を同条例第 42 条に規定する「重点地区まちづくり計画を検討する区域」として定める。

- 3 整備方針

補助 233 号線の整備を契機として、幹線道路沿道において周囲と調和のとれた建物の中層化を図るとともに、その周辺地区では、みどり豊かで閑静な居住環境に配慮しつつ、災害に強く安全・安心なまちの形成を目指す。